

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

日立市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1 日立市北部地域

(1) 現況

市の北部に位置する本地域は、土地改良事業等により整備された水田等が多く、用排水路も整備されていることから、今後もこれらを維持管理し、効率的な営農ができる環境整備を推進していく必要がある。

あわせて、多様化する消費者ニーズや環境に対する意識の高まりに対応するため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

また、本地域は特定農山村地域に指定されており、山間部で谷津田等が多いため、は場条件が悪く、加えて地区の主要な農業者の高齢化や減少も進んでいる。平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2 日立市南部地域

(1) 現況

市の南部に位置する本地域は、市の穀倉地帯として水田が大部分を占め、畑は水田地帯内に塚状に点在している。地区の特産として「茂宮かぼちゃ」「茂宮はくさい」がブランド野菜として名を馳せているが、農業者の高齢化や減少が進んでいるため、効率的な営農ができる環境整備を推進することが必要である。あわせて、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を図る必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。また、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、農業負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性の保全に取り組むこととする。

3 日立市西部地域

(1) 現況

市の西部に位置する本地域は、山間部で谷津田等が多いため、ほ場条件が悪く、加えて農業者の高齢化や減少も進んでいる。振興山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。あわせて、多様化する消費者ニーズや環境に対する意識の高まりに対応するため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及する。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	日立市北部地域	法第3条第3項各号に掲げる事業
②	日立市南部地域	法第3条第3項1号に掲げる事業及び同項3号に掲げる事業
③	日立市西部地域	法第3条第3項各号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1 事業の推進体制について

茨城県の「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針」第4の2の(1)の規定に基づき、県が設置する地域の実情も踏まえた支援を行うことができる推進体制を活用し、相互に連携・協力を図るものとする。

2 法第3条第3項第2号に掲げる事業について

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域(㊸中里村)

(イ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域(旧十王町)

※ ㊸市町村名は、昭和25年2月1日当時の市町村名

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地(田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満の勾配)

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合(この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持管理する上で必要な一団の農用地に限る。)

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする

(高齢化率30%以上、耕作放棄率:田5%以上、畑(草地含む。)10%以上)

- (ii) 土壌条件が著しく悪い場合
- (iii) その他
- (c) 旧十王町内においては、緩傾斜農用地のすべてを対象とする。
- b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地
急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑(草地含む。)15%以上の農地
- (㊦) 茨城県知事が地域の実態に応じて指定する地域

(2) 集落協定の共通事項

- 1) 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適切であると市長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。
- 2) 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適切であると市長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

- 1) 耕作、農用地管理等を行う者(農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。)を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあっては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。
- 2) 農業従事者一人当たりの所得が茨城県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払の対象としない(一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払の対象とはしない。)が、個別協定の対象とする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内の取りまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとして役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払の対象とする。
- 3) 認定農業者に準ずる者とは、市長が認定する次の者とする。
 - ア 年間の農業従事日数が150日以上の中核的農作業に従事する者又はこれらの者を有している経営体
 - イ 本市の平均経営規模以上の経営を行う農業者又は経営体